

函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたり本市の子どもたちが運動やスポーツ、文化芸術に継続して親しむことができる環境の整備に向け、市立中学校ならびに義務教育学校後期課程の部活動の地域連携および地域移行などを含めた今後のあり方について協議するため、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市学校部活動の地域連携・地域移行等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 学校部活動のあり方および地域連携・地域移行等の進め方に関する事項
- (2) 学校部活動および地域クラブ活動の仕組みづくりに関する事項
- (3) 学校部活動および地域クラブ活動の運営方法等に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中学生にとって望ましい運動・スポーツ、文化芸術環境を整えるために必要な事項

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は、令和8年（2026年）3月31日までとする。

(組織)

第4条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者および組織に属する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特定非営利活動法人函館市スポーツ協会
- (3) 函館市スポーツ少年団
- (4) 総合型地域スポーツクラブ（公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ）
- (5) 函館市文化団体協議会
- (6) 公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団
- (7) 函館市小学校長会
- (8) 函館市中学校長会

(9) 函館市中学校体育連盟

(10) 北海道高等学校長協会道南支部

(11) 函館市 P T A 連合会

2 前項各号に掲げる者のほか、第2条各号に掲げる事項について指導助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

3 委員の任期は、委員を委嘱した日から協議会の設置期間満了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第6条 協議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年（2023年）5月24日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議または会長および副会長が欠けたときの会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。